○八千代町立図書館資料の弁償に関する取扱要領

令和４年３月23日教委訓令第２号

別記

弁償を要する資料の紛失・汚損・破損の基準

１　印刷資料（図書・雑誌・紙芝居）の弁償基準

	対象	状態
（１）	水濡れ（雨等による）	①返却時に、全体的に濡れている場合 ②波うち、ページに歪み等、形状が変わった場合 ③色がついたもの、変色した場合 ④カビが発生した場合 ⑤濡れて乾いた後、ページが接着した場合
（２）	汚れ、しみ、焦げ跡等	①お茶・コーヒー等の飲食物により、しみ等の汚れが生じた場合 ②血液や食べこぼし等、衛生上問題がある汚れが生じた場合 ③毛髪等、衛生上問題のあるものが挟み込まれたため汚れが生じた場合 ④汚れ等の付着により、ページが接着した場合 ⑤汚れが本文や絵にかかっていたり、複数ページや数箇所に及んでいる場合 ⑥たばこやアイロン等の焦げ跡がついた場合
（３）	書き込み	①マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 ②鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消去後も書き込み跡が残る場合、又は絵や写真、文字等印刷部分が退色したり汚れたり、ページが破損した場合
（４）	ページの破れ、一部欠落、	①修理しても、読むのに支障が出る場合

	ページ全体の欠落	②破れが複数ページ、数箇所に及ぶ場合 ③部分的な破れであっても、本文、挿絵、図等が欠落している場合 ④１ページ丸ごと切り取り､破れてページがない場合(目次・奥付けページ欠落の場合を含む)
（５）	折り癖	①直しても膨らんでしまうほど、複数ページにわたり資料の形状が変わる場合
（６）	噛み跡	①ペットや人が噛んだため、噛み跡が生じた場合
（７）	におい、べたつき	①悪臭、香水、たばこ等の臭いが取れない場合 ②付箋紙等のべたつきが取れず、ページの開閉に支障がある場合
（８）	型紙・地図等資料の付録	①(１)～(７)及び(10)に準じ、弁償が必要と認める場合
（９）	ＣＤ等の付録	①破損等により、ひびが入ったり、割れたり、形状が元の状態でない場合 ②再生機器で再生できない状態になった場合
(10)	その他	①利用者の故意又は過失により、利用に供することが困難と館長が認める場合

２　視聴覚資料（ＣＤ・ビデオ・ＤＶＤ等）の弁償基準

（１）　破損等により、ひびが入ったり、割れたり、形状が元の状態でない場合

（２）　再生機器で再生できない状態になった場合

（３）　再生の際に機器の故障が生じる恐れがある場合

（４）　歌詞カード、解説書等付録の紛失・汚損・破損については、１に準じる

（５）　視聴覚資料のケースだけの破損については、厳重注意とする

３　その他

上記１、２の基準のうち一箇所以上該当する場合は、弁償の対象とする。ただし、次の場合は弁償の対象としないことができる。

ア　経年劣化が原因と認める場合

イ　修復可能な場合

ウ　弁償にあたらないと館長が認める場合